

障第1011号
令和3年7月5日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

様

岐阜県健康福祉部長

「夏に向けたリバウンド阻止対策」について

本県では、6月20日までの「まん延防止等重点措置」区域の指定解除後も、「『第4波』の終息を目指して」と題した総合対策を決定し、警戒を緩めることなく対策を進めてまいりました。

現在は、10万人あたり新規感染者数（7日間移動合計）、病床使用率とともにステージⅡ以下の水準となっており、懸念されていた重症者数も減少し、医療現場の負担感は改善されつつあります。

一方で、感染力の強い「デルタ株」が疑われるクラスターの発生、東京オリンピック・パラリンピックの開催、人流が活発化する本格的な「夏」の到来など、むしろ感染再拡大のリスクが目前にある状況です。現に昨年の第2波では夏休み・お盆休みの人流の活発化が、その引き金となりました。

そのため、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部では、別添のとおり「夏に向けたリバウンド阻止対策」が示されたところです。

県内の障害福祉サービス事業所等におかれましては、上記対策の趣旨に基づき、引き続き、下記により感染拡大防止の取組み徹底の継続をお願いします。

記

1 基本的な感染防止対策の徹底の継続

気を緩めることなく、引き続き、マスク、手指衛生、密回避、体調管理など、自らの命を守るための行動を徹底いただくようお願いします。

2 職員及び利用者からの感染持ち込みに対する水際対策の継続

施設に感染を持ち込まないため、すべての関係職員等、利用者に対する水際対策の継続をお願いします。

3 感染防止対策に向けた施設内研修の実施の継続

県が配信する感染防止対策に関する研修会動画を活用するなどして引き続き施設内研修の継続をお願いします。 (<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/94176.html>)

4 ワクチン接種完了後の感染防止対策の継続徹底

ワクチンを接種した場合でも、決して油断せず、職員、利用者、施設での感染防止対策の継続をお願いします。

<添付資料>

- ・「夏に向けたリバウンド阻止対策」及び参考資料（令和3年7月3日岐阜県新型コロナウィルス感染症対策本部）

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係			
係長	若原	担当	信田
T E L	058-272-1111 内線 2686		
F A X	058-278-2643		